

議会へのご意見 NO.1

※頂きました貴重なご意見・ご提言については、できるかぎり原文のままご紹介しておりますが、当報告書を読んでいただく方にもわかりやすくお伝えするため、一部、加筆修正をしております。
 ※個人や組織などへの誹謗中傷となる可能性のあるご質問・貴重なご意見は、当報告書ではご紹介しておりません。
 ※議員個人への貴重なご意見・ご提言につきましては、当報告書では掲載しておりませんが、議員全員で回覧、及び当該議員に伝えております。

1. 電子メールでの貴重なご意見

8月28日(金)及び9月1日(火)のお問い合わせ

NO	貴重なご意見・ご提言	ご回答
1	標記の件につき“ご回答”列に記載されているのは、回答で無く、グリーティングレベルであり、回答と記載されている事に違和感が、あります。回答でなく受領確認の方が、適していると思います。 本来の回答は、記載頂きたいので回答は、残して真の回答記載をお願いします。	矢板市議会では、市民の皆様からの傍聴アンケートや各種ご意見等の受付に関し、これまでの運用状況や今後の対応方針について、広報広聴委員会(令和8年8月20日および同年9月4日開催)において協議を行ってまいりました。その結果を踏まえ、市議会の対応方針について以下のとおりお知らせいたします。(※本回答は、これまでに寄せられた各種ご意見に対するこれまでの対応および今後の方針を、改めて取りまとめたものです。)
2	2026年8月に執行部に対し「執行部へお伝えいたします」(2026年6月分の8案件)に対し行政文書として伝達されたか？を開示請求したが、不存在を理由に不開示決定であった。 →ということは、「執行部へお伝えいたします」と議会側は、回答欄に記載しているが実際には行政文書として伝達されていないということになる。 →傍聴者／市民に対し ないがしろにしているととられてもおかしくない。ご存知かと思いますが、傍聴アンケートは、立派な行政文書です。	1 傍聴アンケートの運用見直しと新要領の策定について 本市議会では、二元代表制における議会と執行部の役割分界(議会は行政執行権を有しないこと)に鑑み、市民の皆様からのお声をより整理して受け付けるため、令和8年9月4日に「矢板市議会傍聴者アンケート等実施要領」を策定いたしました。これにより、今後は議会運営や議会だよりに関するご意見をアンケートの対象とし、執行部所管事項に関するご意見につきましては、「請願・陳情制度」や「市民との意見交換会」等の制度をご活用いただくことといたしました。これは市民のお声を軽視するものではなく、それぞれの内容に応じた本来の適切な公式窓口へご案内するための見直しでございます。
3	【ご意見の対象について】に於いて、行政執行部関連は、取り扱わないとの文言が、追加されてますが、本当に矢板市の議会/議員/事務局/行政/市民としてこれで良いのでしょうか？ ・市民が日常的に感じている「道路が危ない」「こうした行政サービスを改善してほしい」という生の声は、まさに議会が執行部を監視・追及するうえでの重要な情報源でもあります。そのため、こうしたアンケートの窓口を「議会の活動や仕組みに関する内容」に限定してしまうことが、「市民と議会の距離を遠ざけ、	2 各種資料および行政文書の取扱いについて アンケート等に対する個別の意見等への対応にあたっては、これまで担当議員の原案をもとに広報広聴委員会において協議・審査を行ってまいりました。

2026年9月25日

上記のとおり、報告いたします。

矢板市議会議長 宮本 荘山

議会へのご意見 NO.2

※頂きました貴重なご意見・ご提言については、できるかぎり原文のままご紹介しておりますが、当報告書を読んでいただく方にもわかりやすくお伝えするため、一部、加筆修正をしております。
※個人や組織などへの誹謗中傷となる可能性のあるご質問・貴重なご意見は、当報告書ではご紹介しておりません。
※議員個人への貴重なご意見・ご提言につきましては、当報告書では掲載しておりませんが、議員全員で回覧、及び当該議員に伝えております。

1. 電子メールでの貴重なご意見

8月28日(金)及び9月1日(火)のお問い合わせ

NO	貴重なご意見・ご提言	ご回答
3	執行部に対するチェック機能を弱めることにつながるのではないか」という懸念が、発生します矢板市は、議会、議員の活動をシュリンクしていくという方針でしょうか？ もしそうであれば、議会だより等で説明責任が、あると考えます。 是非、矢板市全体を鳥瞰的に見ていただき、議会活動の充実に繋げてください。 ※No1、2(8月28日のお問合せ)と同様のお問合せであるため、8月分の回答に含めております。	なお、過去の対応に係る参考資料等につきましては、今般の運用見直しおよび新要領の施行に伴い、当該参考資料を活用した従来の運用の終了を委員会において決定いたしました。また、情報公開請求等における行政文書の取扱いおよび各種手続きにつきましては、関係法令および条例の規定に則り適切に対応してまいります。 3 今後の対応について 矢板市議会といたしましては、今回の実施要領の策定および運用見直しに伴い、今後は新たな実施要領に基づく対応を行ってまいります。

2026年9月25日
上記のとおり、報告いたします。

矢板市議会議長 宮本 莊山